

いの町農業委員会議事録

日 時 平成29年7月20日(木) 9時30分～10時30分
場 所 いの町本庁舎4F 401会議室

出席委員12名 欠席0名

推進委員出席者

1	山岡 寛	出
2	北川 善雄	出
3	水田 博章	出
4	筒井 延代	出
5	刈谷 真幸	出
6	池澤 秀幸	出
7	大原 美智子	出
8	尾崎 一章	出
9	和田 光正	出
10	山岡 寿	出
11	井上 繁利	出
12	伊東 豊江	出

尾崎 博達
森田 弘志
山中 久光
氏原 憲明
中岡 弘明
山本 武巧
水田 実
揚田 一広

農業委員会事務局 3名

事務局長	川崎 信一
吾北分室長	片岡 健明
書記	伊東 成真

議 題

- 第28号議案 会長、会長職務代理の選任について
- 第29号議案 専門委員会委員の選任について
- 第30号議案 議席の指定について
- 第31号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

定例会の開催にあたり、副町長が挨拶。その後、副町長が選任で選ばれた委員に辞令を交付する。

事務局から席順に自己紹介を行う。

(副町長退席)

事務局長　それでは、議事の進行に移ります。いの町農業委員会会議規則第5条により会長が議長の任にあたるとなっておりますが、本日は最初の定例会であり、会長、会長代理共にまだ選任されておられません。いの町農業委員会会議規則第6条では、会長、職務代理共に欠けている場合は、最年長委員がその職務を代理するとなっておりますので、最年長である山岡寛委員に議長をお願い致します。

臨時議長に指名された山岡寛委員が挨拶をする。

臨時議長　それでは、会長が決まるまでの議長として議事を進めて参りたいと思います。本日は、農業委員12名中、〇〇名が出席しておりますので、本総会は成立していることを報告いたします。会に入ります前に、いの町農業委員会会議規則第13条第2項に基づき議事録署名人を指名したいと思いますが、議長指名で異議はございませんか。

全 員　異議なし。

臨時議長　署名人は、池澤秀幸委員、山岡寿委員にお願いします。
議事の進行に移りたいと思います。第28号議案、会長・会長代理の選任についてですが、選任方法について事務局より説明をお願いします。

事務局　会長・職務代理の選任については、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、「会長は委員が互選した者をもってあてる」、同条第5項「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されております。互選の方法は、指名推選と投票があります。推選の場合は、委員全員の同意があったものを以て、当選人とするとなっております。

指名推選の方法を用いる場合には、この場で指名推選していただく方法と選考委員会を設ける方法がございます。選考委員会を設ける方法としましては、お手元の名簿から12名いる委員さんを3グループに分け推選委員会を設け、各推選委員会で、12名の中から会長、職務代理者の候補者を選出していただきます。さらに各推薦委員会で1人、選考委員を選出いただいて、選考委員会の中で、先ほど各推選委員会で推選された候補者の中から会長、職務代理を指名推選します。

なお、選考委員会設置による方法は、選考委員会に候補者の選考を一任することとし、その意見は十分尊重していただくこととなります。以上で説明を終わります。

臨時議長 ただいま、事務局から互選方法について説明がありましたが、指名推選の選考委員会を設ける方法、選考委員会を設けない方法、投票による方法と3通りのいずれの方法にしますか、お諮りをいたします。

北川 12名ですので推薦で決めたらどうでしょう。

臨時議長 異議ございませんか。

事務局長 指名推選を用いる場合は、この場で指名して推薦する方法と選考委員会を構える方法があります。今回は選考委員会を構える方法で行いました。その方法をとるのか、誰かが指名して満場一致でいくのか、二通りの方法から選択することとなります。

水田 後者で。

臨時議長 選考委員会を構えない方法でかまいませんか。異議ないようですので、後者の方法で行います。

水田 前回もやっていただいて、一番ことがわかっている山岡寛さんをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょう。
(異議なし。会長は山岡寛委員に決定)

臨時議長 同じく会長代理ですけれども、同じく推薦という方法でかまいませんか。
(異議なし)

伊東 北川委員さんをお願いしたいです。
(異議なし。会長職務代理は北川善雄委員に決定)

議長 次に、第29号議案専門委員会委員の選任について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局が専門委員会の概要について説明する。
前回の選任方法は、再任された委員については、前期に所属していた専門委員会に引き続き所属していただきまして、新任の委員については、担当地区の前任委員が所属していた専門委員会を引き継いで貰う方法をとっております。

議長 事務局の方に案があるみたいですよ。

事務局 今回法改正に伴い委員に担当地区が割当されないことから、事務局で各委員会の案をつくりました。再任された委員につきましては前記に所属していた委員会、新規の委員につきましてはこちらで割り振りをしております。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
ここで各専門委員会に分かれて、委員長・副委員長を決めていただき、私に報告願います。小休いたします。

《小休中》

議長 再会いたします。
休憩中に、各専門委員会の委員長、副委員長が決定しましたので、事務局からお知らせいたします。

事務局 農地委員会委員長に、北川善雄委員。
農地委員会副委員長に、井上繁利委員。
農政委員会委員長に、水田博章委員。
農政委員会副委員長に、筒井延代委員。
振興委員会委員長に、伊東豊江委員。
振興委員会副委員長に、尾崎一章委員。
以上です。

議長 それでは、続きまして、第30号議案議席の指定を行います。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議席の指定の方法についてご説明いたします。いの町農業委員会会議規則第8条第1項に「委員の議席は、一般選挙による第1回の会議のときは抽選又は会議の議決により定める。」となっております。会長は1番、会長職務代理者を2番と指定しまして、残りの議席については、辞令を交付した順番でくじを引いていただいて、その一回で議席を決めたいと思います。事務局の案としては以上になります。

議長 事務局の案に異議ございませんか。異議なしということで決定いたします。

(議席番号の書いたくじを順番に引く)

議 長 それでは、事務局より議席番号及び委員氏名を発表してください。

事務局より議席番号及び、委員指名を発表する。



議 長 ただいまの発表のとおり議席を指定いたします。
続きまして議案第31号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 推進委員の任命についてです。今期から農地利用最適化推進委員を設置することとなっております。農業委員会等に関する法律第17条によって、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない、となっております。実際に応募が12件ございました。議案の5ページに載せておりますが、議案の発送後、一名辞退の申請がございました。ですので、この方を外した11名が推進委員の候補者となっております。以上です。

議 長 この11名の方に推進委員を委嘱してかまいませんか。異議なしということで決定します。
《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

平成29年7月20日

会 長 山 岡 寛 
署名委員 北 川 善 雄 
署名委員 水 田 博 章 